

11月定例記者会見

■日時 令和2年11月4日（水）11時00分

■場所 2階第2会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 市長の挨拶
- 3 市からの会見資料による情報発信
- 4 記者からの市政全般に対する質問
- 5 閉会

定例記者会見資料

令和2年11月4日

11月

12日(木) ~25日(水)	案件名	女性に対する暴力をなくす運動週間です		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3508	P 2
16日(月) ~	案件名	鳥栖市市民活動支援事業検討懇話会委員を募集します		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3576	P 3
-	案件名	市民活動団体の皆さんへの新たな支援がスタートしました(市民活動保険、市民活動団体登録制度)		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3576	P 5

12月

9日(水)	案件名	女性の再就職支援セミナー お仕事復活ナビ「~もう一度働きたいあなたのために ~」を開催します		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3508	P 10

情報発信シート

案件名	女性に対する暴力をなくす運動期間です
日時	令和2年11月12日（木）～25日（水）
内容	<p>女性に対する暴力は、夫・パートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）のほか、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などがあり、女性の人権を著しく侵害する行為です。</p> <p>女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活不安やストレスなどから配偶者や親密な関係にあるパートナー等からの暴力（DV）の増加・深刻化が懸念されています。家族で過ごす時間が増えたことで、配偶者やパートナー等に関する心配や悩みが多くなっていませんか？</p> <p>●こんなこと思い当たりませんか？</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>相手のことは好きだけど、なんだか怖い。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>いつも相手の顔色ばかり気にして、息苦しい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>「自分がもっと気を付けてればよかった…。でも、されたことはやっぱり嫌だった。」と繰り返し考えてしまう。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>自分が無くなってしまう感じがする。</p> <p>■DVかもしれないと思ったら、ひとりで悩まずに、まずはお電話ください。女性の相談員が相談に応じます。</p> <p>鳥栖市女性総合相談 ☎85-3659</p> <p>月、水～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時</p>
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 ☎85-3508

情報発信シート

案件名	鳥栖市市民活動支援事業検討懇話会委員を募集します
応募期間	令和2年11月16日（月）～12月11日（金）
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動を行っている方又は市民活動に関心がある方 ・ 令和3年1月29日現在で20歳以上の市内居住者
内容	<p>市ではボランティアやNPOなどの市民活動団体が行う公益活動に対して、鳥栖市市民活動支援補助金を交付しております。</p> <p>鳥栖市市民活動支援事業検討懇話会では、この補助金に関する検討や協議を行っていただきます。同懇話会は学識経験者、市民活動団体の代表者、公募委員といった方々で構成することとしており、今回、公募委員を募集します。市民活動に関心のある皆さん参加してみませんか。</p> <p>■募集人員：1名</p> <p>■任期：2年間 (令和3年1月29日～令和5年1月28日)</p> <p>■職務内容：補助金に関する検討や協議、補助事業の選考 (会議 年4回程度)</p> <p>■応募方法</p> <p>申込書に必要事項を記入して、志望動機（800字程度）を添えて市民協働推進課に持参、郵送またはメールで申し込みください。</p> <p>(申込書・志望動機の様式は、市民協働推進課やとす市民活動センターにあります。またホームページからもダウンロードできます。)</p>
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 ☎85-3576

鳥栖市市民活動支援事業検討懇話会 公募委員募集中！！

市民活動に興味・関心のある方お待ちしています！！

鳥栖市ではボランティアやNPOなどの市民活動団体が行う公益活動に対して鳥栖市市民活動支援補助事業を行っております。鳥栖市市民活動支援事業検討懇話会では、この補助事業の選考や事業に関して検討、協議を行っていただきます。市民活動を実践されている方や関心のある方の委員としての参加をお願いします。

(募集人数) 1人

(応募資格) 次のすべての条件を満たす者

- 令和3年1月29日現在で20歳以上の方
- 鳥栖市在住の市民活動を行っている方又は市民活動に関心のある方

(応募方法) 申込書に必要事項をご記入の上、志望動機(800字以内)と一緒に市民環境部 市民協働推進課まで、ご持参、郵送またはメールください。

* 申込書は市民環境部市民協働推進課、とす市民活動センター(フレスポ鳥栖2階)に用意しています。また、市のホームページにも掲載しています。

(募集期間) 令和2年11月16日(月)から12月11日(金)まで

(選考結果) 結果については応募者全員に文書にて通知いたします。

(検討懇話会の活動) 年4回程度開催される鳥栖市市民活動支援検討懇話会に出席し、補助事業の選考や事業に関して検討、協議をしていただきます。

(任期)

- 令和3年1月29日～令和5年1月28日(2年間)

<申込み及びお問合せ先>

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市役所 市民協働推進課 市民協働係

TEL: 0942-85-3576

Fax: 0942-83-3310

E-mail: kyoudou@city.tosu.lg.jp

情報発信シート

案 件 名	市民活動団体の皆さんへの新たな支援がスタートしました（市民活動保険、市民活動団体登録制度）
対 象	一定の要件を満たす市民活動団体
内 容	<p>市民活動団体の皆さんへの新たな支援がスタートしました。</p> <p>1. 鳥栖市市民活動保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ★自治会、NPO、ボランティア団体など、市民活動団体の皆さんが、市民活動を安心して行うことができるように、市民活動中の事故やケガなどに対して補償するための保険制度です。 ★市民活動中にケガをした場合や死亡した場合、人や物に損害を与えた場合などに補償を行うものです。 ★加入申し込みや登録などの事前手続きは不要です。市が保険料を全額負担して保険会社と契約し運営するものです。 ★事故が発生した場合に、市へ手続きが必要です。 <p>（詳しくは、「鳥栖市市民活動保険のご案内」を参照）</p> <p>2. 鳥栖市市民活動団体登録制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ★市民活動団体の活動を効果的に支援するために設けた登録制度です。 ★登録された市民活動団体の基本情報や活動情報などを広く発信することで、市民活動団体の更なる活性化を進めます。 <p>（詳しくは、「鳥栖市市民活動団体登録制度のご案内」を参照）</p>
問合せ先	市民協働推進課 ☎ 8 5 - 3 5 7 6

鳥栖市 市民活動保険とは・・・

- ☆ 市民活動を安心して行うことができるように、市民活動中の事故やケガなどに対して補償するための保険制度です。
- ☆ 市民活動中にケガをした場合や死亡した場合、人や物に損害を与えた場合などに補償を行うものです。
- ☆ 加入申し込みや登録などの事前手続きは不要です。市が保険料を全額負担して保険会社と契約し運営するものです。

対象となる団体

次のすべての要件を満たす団体

- ① 鳥栖市内に活動拠点を置いている
- ② 5人以上によって構成されている（一部市外居住者も含む）
- ③ 非営利かつ公益的活動を行っている

※ 法人として対象となる団体 ⇒ 特定非営利活動法人及び法人格を有する自治会

※ 対象とならない団体 ⇒ 政治活動、宗教活動または選挙活動を目的とする団体
暴力団等に該当する団体

対象となる活動

「対象となる団体」が行う活動で、次のすべての要件を満たす活動

- ① 公益的活動で計画的・継続的に行われているもの
- ② 無報酬で行われているもの
- ③ 日本国内の活動

※ 具体的には、社会福祉活動、青少年健全育成活動、社会教育活動、環境保全活動及び地域活動 等



補償対象者

- ▽ 「対象となる団体」の構成員（正会員）
- ▽ 「対象となる活動」の運営に従事する人（臨時のスタッフ等）
- ※ 構成員等ではない参加者や見学者等は補償の対象とはなりません。

対象とならない活動

- 政治や宗教、営利を目的とするもの
 - 有償で行われるもの（交通費などの実費支給は無報酬とみなす）
 - 自助的な活動や懇親、趣味などを目的としたもの
 - 職場や学校などの行事として行われるもの
 - 危険度の高いもの
（災害救助、野焼き、銃器やチェーンソーを使用するもの、格闘技等のスポーツなど）
- ※詳しくは市にお問い合わせください

補償内容

【**傷害補償**】 市民活動中に発生した急激かつ偶然な事故で、活動者が死亡または負傷した場合に支払われます。

種類	内容	補償金額（上限）
死亡補償	事故の日から180日以内に死亡したとき	500万円
後遺障害補償	事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき	後遺障害の程度により 15万円～500万円
入院補償 （手術補償）	事故の日から180日の間に入院して医師の治療を受けたとき （入院中に手術を受けたとき、ただし1事故につき1回）	1日 3,000円 （手術の程度に応じた定額）
通院補償	事故の日から180日の間に通院して医師の治療を受けたとき ただし、通院日数は、90日を限度	1日 2,000円

※ 細菌性食中毒及びウイルス性食中毒、熱中症危険並びに腸管出血性大腸菌感染症（O-157）危険補償を含みます。

※ 行き、帰りの経路での事故も対象ですが、私用の立ち寄り等合理的な経路でない場合は対象となりません。

※ 次の場合は補償の対象となりません。

- ・活動者の故意、重大な過失、法令違反によるもの
- ・テロ、暴動など社会的騒乱によるもの
- ・喧嘩、自殺行為、犯罪行為によるもの
- ・けい部症候群（むちうち症）や腰痛等で他覚症状のないもの
- ・脳疾患、疾病、心神喪失によるもの
- ・地震や洪水などの天災によるもの
- ・無免許、酒酔い運転によるもの
- など

【**賠償責任補償**】 市民活動中に、第三者の身体・持ち物などへ損害を与え、市民活動団体及び活動者が法律上の賠償責任を負うとき、補償金額の範囲内で支払われます。

種類	内容	補償金額（上限）
身体賠償（対人）	他の人を誤ってけがなどをさせてしまったとき	1人につき6,000万円 1事故につき 3億円
財物賠償（対物）	他の人の持ち物を誤って壊したり、無くしたりしたとき	1事故につき300万円
受託物賠償（対物）	他の人からの預かり品などを壊したり、無くしたりしたとき	1事故・補償期間につき 300万円

※ 細菌性食中毒及びウイルス性食中毒、熱中症危険並びに腸管出血性大腸菌感染症（O-157）危険補償を含みます。

※ 次の場合は補償の対象となりません。

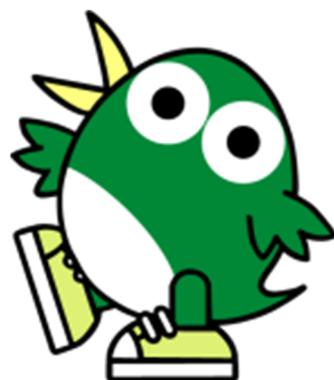
- ・活動者の故意、重大な過失によるもの
- ・テロ、暴動など社会的騒乱によるもの
- ・自動車、原動機付自転車、動物によるもの
- ・行き、帰りの経路でのもの
- ・地震や洪水などの天災によるもの
- ・施設の新築、改築、修理等の工事によるもの
- ・同じ世帯の親族に対するもの
- など

鳥栖市市民活動団体登録制度のご案内

～令和2年10月1日スタート～

鳥栖市市民活動団体登録制度とは

- ☆ 市民活動団体の活動を効果的に支援するために設けた登録制度です。
- ☆ 登録された市民活動団体の基本情報や活動情報などを広く発信することで、市民活動団体の更なる活性化を進めます。



登録団体への主な支援内容

- ★ 市ホームページなどに団体の基本情報を掲載
- ★ 登録団体が行うイベント情報を広報
- ★ 市民や公的機関等への登録団体情報の提供
- ★ 登録団体へ市民活動に関する各種情報を提供
- ★ まちづくり推進センター・中央老人福祉センターの使用料を全額免除
(令和3年4月使用申請受付分から) ※使用は各施設の規定によります
- ★ 鳥栖市市民活動保険に関するサポート
(保険の対象団体要件の確認 & 手続き等の簡素化ができます)
- ★ 鳥栖市市民活動支援補助事業の申請要件 (令和3年度募集分から)

鳥栖市 市民環境部 市民協働推進課

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地

TEL 0942-85-3576 FAX 0942-83-3310

E-mail : kyoudou@city.tosu.lg.jp

登録の要件 市民活動団体として登録ができる団体は…

次のすべてにあてはまる団体です。

1. 市内に事務所や活動拠点があり、主に市内で活動する団体であること
2. 特定非営利活動促進法 別表に掲げる活動を自発的に行っていること
3. 営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っていること
4. 5人以上の構成員がいること（1人以上の市民を含む）
5. 規約等を定めていること
6. 法人でないこと（特定非営利活動法人は対象です）
7. 政治・宗教・選挙活動を目的としていないこと
8. 暴力団等でないこと

登録手続き 登録団体になるためには…

① 市へ登録申請

団体代表者は「鳥栖市市民活動団体登録申請書（様式第1号）」に必要書類を添えて、市民協働推進課へ提出してください。

（詳しくは、2ページを参照）

② 審査後、登録を決定

審査後、登録を決定した場合は、団体代表者へ「鳥栖市市民活動団体登録済通知書（様式第2号）」により通知します。

登録後の手続き 登録団体になったら…

一度団体登録いただくと登録の期限はありませんが、次の手続きが必要です。

① 毎年、活動報告書と活動計画書を提出

総会等（前年度の活動報告と今年度の活動を決定する団体の会議）開催後3か月以内に「前年度の活動実績がわかる書類」と「当該年度の活動計画が分かる書類」を市民協働推進課へ提出してください。

② 登録内容に変更があったら変更届を提出

登録申請した内容に変更があったときは、「鳥栖市市民活動団体登録変更届（様式第3号）」に変更後の内容が分かる書類を添えて、市民協働推進課へ提出してください。

登録の取り消し

- 登録団体が「登録要件に該当しなくなった場合」「3年以上活動報告書等を提出しなかった場合」「その他市長が登録にふさわしくない行為があると判断した場合」は、登録を取り消す場合があります。
- 登録団体が、自ら登録を取り下げの場合は、「鳥栖市市民活動団体登録取下書（様式第4号）」を市民協働推進課へ提出してください。

情報発信シート

案件名	女性の再就職支援セミナー 「お仕事復活ナビ～もう一度働きたいアナタのために～」 を開催します
日時	令和2年12月9日（水）10時～
場所	鳥栖市民文化会館 3階研修室
内容	<p>結婚・出産等で退職したけどもう一度働きたい方や、子育てと就職との両立に不安がある方を対象に、就職支援セミナーを開催します。</p> <p>このセミナーでは、就職に必要な基礎知識や自分と家族のライフプランにあった働き方について考え、就職活動を進めていくうえでのコツについてお話しします。</p> <p>■講師：<small>ふくなり ゆみ</small> 福成有美さん （株式会社アテンド 代表取締役社長）</p> <p>■内容：私と家族のライフプラン、自分にあった働き方を考える、仕事と家庭を両立するための時間管理術など</p> <p>■定員：15人（先着順）</p> <p>■申込：ハローワーク鳥栖マザーズコーナー（☎82-3408） 又は、市民協働推進課へ</p> <p>■参加費：無料</p> <p>■その他：託児あり（3ヶ月～就学前まで） ※12月2日（水）までに要申込</p> <p>■共催：鳥栖市、ハローワーク鳥栖マザーズコーナー とす男女共同参画市民実行委員会</p>
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 ☎85-3508

そろそろ。。の
アナタも

いつかは。。の
アナタも

女性の社会進出促進事業
女性の再就職支援セミナー

マザーズ就職支援セミナー

家事や子育てを頑張ってきたけれど、もう一度働きたいと考えているアナタ！
とは言ってもブランクがあると就職活動そのものが不安ですね。
このセミナーでは、就職活動のコツを女性の講師がやさしくお教えします。
アナタが仕事に復帰するための役立ち講座です。もちろん、転職をお考えの方にも
ご参加いただけます。

託児付

参加費
無料

- ・私と家族のライフプラン
- ・自分にあった働き方を考える
- ・仕事と家庭を両立するための時間管理術



- 日時 : 12月9日(水) 10時~12時
- 場所 : 鳥栖市民文化会館 3階研修室
- 講師 : 福成 有美さん (株式会社アテンド 代表取締役社長)

【講師プロフィール】「やさしく、つよく、あたたかな人と組織づくり」をテーマに、すべての人が働くことを愉(たの)しみ、幸せを感じられる社会をめざし、人材開発、組織開発に関するコンサルティング、講演活動を実施。佐賀県初のワーク・ライフバランスコンサルタントとして年200回ほどの講演、研修を実施し、働き方改革、対話型組織開発のコンサルティングを行っている。2019年には、佐賀さいこう表彰・女性活躍部門を受賞。



- 定員 : 15名 (先着順)
- 参加費 : 無料
- 託児 : 3ヶ月以上就学前まで (無料) ※12月2日(水)までに要申込
- 申込 : ハローワーク鳥栖マザーズコーナー (☎82-3408)
又は、鳥栖市市民協働推進課へ

共催

ハローワーク鳥栖マザーズコーナー/とす男女共同参画市民実行委員会/鳥栖市

お問い合わせ・申込/鳥栖市 市民協働推進課 男女参画国際交流係 〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地
Tel 0942-85-3508 Fax 0942-83-3310 Eメール kyoudou@city.tosu.lg.jp

◎定期（通年）開催するイベントや事業で中止するもの

【対象期間：11月1日～11月30日】

令和2年11月1日現在

イベント名	対応	日付 (予定時期)	会場	担当課
お試し移住事業	中止	随時	お試し住宅（鳥栖市河内町）	総合政策課 (85-3511)
花とみどりの祭り	中止	11月1日（日）	市民公園	都市計画課 (85-3603)
園芸教室	中止	11月13日（金）	鳥栖北まちづくり推進センター	
※右記以外の園芸教室は開催		11月26日（木）	基里まちづくり推進センター	
赤ちゃん向けおはなし会 「とっとのめ」	中止	毎週金曜 11：00～	市立図書館	生涯学習課 図書係 (85-3630)
定例おはなし会	中止	毎月第2・4水曜 11：00～、15：30～		
イクメンパパへろへろさんの おはなし会「とりっこサロン」	中止	毎月第3日曜 11：00～		
もうひとつのおはなし会	中止	奇数月の第3水曜 10：30～		
ととけっこー (ねんねからつかまりだちの子向け)	中止	毎月第2木曜 10：30～11：00	サンメッセ鳥栖	文化芸術振興課 (84-2121)
ととけっこー (ひとりで歩ける子向け)		毎月第2木曜 11：00～11：30		

◎公共施設の開館状況と利用制限・条件等

【屋内施設】

令和2年11月1日現在

施設数	施設名	状況	備考（利用制限や条件等）	担当課
1	市民体育館	開館	※市民体育館の「トレーニングルーム」については利用人数の制限あり（同時に利用できる人数は10名程度。新規登録受付は最大5名まで）	スポーツ振興課 (85-3522)
2	市民体育センター			
3	図書館	開館 (利用制限)	【利用制限】 利用時間、一部サービスの制限あり	図書館 (85-3630)
4	同和教育集会所	開館	【利用制限】 利用人数、一部に制限あり	生涯学習課 (85-3694)
5	勤労青少年ホーム	(利用制限)		
6	市民文化会館	開館 (利用制限)	【利用制限】 主催者の責任において、感染防止の対応及び事務局へ対応の報告をお願いします。また、状況によりイベント等の中止や延期を要請する場合があります。	文化芸術振興課 (85-3645)
7	サンメッセ鳥栖 サンメッセ鳥栖2階 図書コーナー	開館 (利用制限)	【利用制限】 主催者の責任において、感染防止の対応及び事務局へ対応の報告をお願いします。また、状況によりイベント等の中止や延期を要請する場合があります。 【利用制限】 学習スペース、パソコンコーナー、AVコーナーの利用中止、主催イベントの一部中止 ※3密とならないよう、滞在時間は30分程度、閲覧席を減らし、入場を制限する場合があります。	サンメッセ鳥栖 (84-2121)
8	鳥栖まちづくり推進センター	開館 (利用制限)	【利用制限】 下記の活動は実施しない ①身体的接触を伴う行為 ②会食を伴う行為 ③「密閉」「密集」「密接」のうち2以上の条件が重なる行為 ④健康器具、共有スペースの使用	市民協働推進課 (85-3576)
9	鳥栖まちづくり推進センター分館			
10	鳥栖北まちづくり推進センター			
11	田代まちづくり推進センター			
12	田代まちづくり推進センター分館			
13	弥生が丘まちづくり推進センター			
14	若葉まちづくり推進センター			
15	基里まちづくり推進センター			
16	基里まちづくり推進センター分館			
17	麓まちづくり推進センター			
18	旭まちづくり推進センター			
19	中央老人福祉センター (鳥栖北まちづくり推進センター分館)	開館 (利用制限)	【利用制限】 同上	社会福祉課 (85-3554)
20	鳥栖小学校体育館	開館 (利用制限)	【利用制限】 市内在住者に限る。対外試合を行う場合は県内の団体に限る。 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、次の書類を提出していただきます。 ○使用許可申請時は「鳥栖市立小中学校施設使用に関する誓約書」 ○施設使用日ごとに「学校施設使用者名簿」	教育総務課 (85-3691)
21	鳥栖北小学校体育館			
22	田代小学校体育館			
23	弥生が丘小学校体育館			
24	若葉小学校体育館			
25	基里小学校体育館			
26	麓小学校体育館			
27	旭小学校体育館			
28	鳥栖中学校体育館	開館 (利用制限)	【利用制限】 同上	教育総務課 (85-3691)
29	田代中学校体育館			
30	基里中学校体育館			
31	鳥栖西中学校体育館			
32	新鳥栖駅観光案内所（新鳥栖駅構内）	開館	なし	商工振興課 (85-3605)

【屋外施設】

令和2年11月1日現在

施設数	施設名	状況	備考（利用制限や条件等）	担当課
33	駅前不動産スタジアム	開場	なし	スポーツ振興課 (85-3522)
34	北部グラウンド			
35	市民球場			
36	市民庭球場			
37	市民弓道場			
38	陸上競技場			
39	市民公園庭球場			
40	市民相撲場			
41	市民運動広場			
42	高田町運動広場			
43	飯田町運動広場			
44	下野町運動広場			
45	市民アーチェリー場			
46	元町運動広場			
47	儀徳町運動広場			
48	基里運動広場			
49	田代小学校運動広場（夜間）	開場 (利用制限)		スポーツ振興課 (85-3522)
50	麓小学校運動広場（夜間）			
51	鳥栖小学校運動場	開場 (利用制限)	【利用制限】 市内在住者に限る。対外試合を行う場合は県内の団体に限る。 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、次の書類を提出していただきます。 ○使用許可申請時は「鳥栖市立小中学校施設使用に関する誓約書」 ○施設使用日ごとに「学校施設使用者名簿」	教育総務課 (85-3691)
52	鳥栖北小学校運動場			
53	田代小学校運動場			
54	弥生が丘小学校運動場			
55	若葉小学校運動場			
56	基里小学校運動場			
57	麓小学校運動場			
58	旭小学校運動場			
59	鳥栖中学校運動場	開場 (利用制限)	【利用制限】 同上	教育総務課 (85-3691)
60	田代中学校運動場			
61	基里中学校運動場			
62	鳥栖西中学校運動場			